

特別委員会の報告

水道事業調査 特別委員会

6月定例会で付託された議案1件、請願1件について報告する。

◆水道事業給水条例の一部改正

問 約54億2千万円の石綿管更新工事の内容は。

答 残り約50kmを耐震性の高い材質の物に替えていく。

問 料金改定による浄水場の更新工事の成果は。

答 橋立浄水場は貯留時間が約5時間であったが、基準の約12時間になる。自家発電設備が必要量の10%程度であったものが、浦山川第2取水場に取付けるなど、すべての計器類を賄う電力量に整備される。また、取水場と浄水場の導水管が老朽化しており、入替により改善される。建物も改修工事により、耐震性が高まる。ろ過方式の変更等で、濁度の高い時期も安定した給水ができる予定。

問 31億2千万円のA・Bルートで、Aルートが橋立浄水場から大野原交差点までの国道140号線。Bルートは秩父県土整備事務所から久那方面へ下り、コンビニを右折し東京電力までを整備する効果は。

答 老朽管から耐震性の高い管が入り安定性が高まる。また、大野原交差点と東京電力の前で、別所

系の配水管と橋立系の配水管の接続により、災害時に強いループ状の配水管網が整備され、片方の浄水場のトラブル時にバックアップができ、安全性が高まる。

問 有収率（※漏水せずに各家庭等へ届いた水の割合で、数字が高いほどよい）の向上は。

答 25年度に73・5%であった有収率について、年1%の向上を目指し、全国平均の90%まで上げる。

問 今後の継続的な値上げ防止策は。

答 定住自立圏構想で進めている水道事業の広域化を進め、広域化促進補助金の活用を考えている。

問 基本料金をもう少し上げようという議論はなかったのか。

答 全国平均は約30%、市は20%前後と低いので、27・5%程度でお願いしたい。

問 本管が皆野町や長瀬町まで将来接続していくと、口径300mmのパイプでいいのか。

答 水道広域化について、準備室が立ち上がり、将来の基本構想と基本計画を策定中である。

意見 橋立浄水場の工事改修で小水力発電を導入し、施設に必要な電気はそれで賄うというプランを考えていくべき。

問 17・5%の改定率の根拠は。

答 事業全体に必要な改定率は35%、その収益は約85億8千5百万円で、改定しない場合の収益は

63億5千9百万円。その差額が22億2千6百万円。5年間事業のため年間約4億5千万円の財源を試算。その財源に浦山ダムの負担金約1億5千万円、一般会計からの簡易水道負担金の平均額5千5百万円の復元、更に包括外部委託の導入により約2千万円の節減効果により合計2億2千5百万円を捻出し、4億5千万円に充当すると、残りは2億2千5百万円となり、その改定率が17・5%となる。

問 浦山ダム建設費負担金が途中で逆転した背景は。

答 県の負担金が3分の2から3分の1になったのは、「山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金交付要綱」の改正が平成11年に行われたため。

問 17・5%の改正案を作るのに、全利用者の数値を入れ替えてみたのか。

答 全世帯のメーターと水量等のデータを含め、算出して検証した。

意見 提案趣旨、提案理由に述べられている内容の説明審議は十分とは言えない。今回の料金改定の少なくとも5年間の老朽管の更新計画、有収率向上の見込み、財政状況がどう改善され、具体的な将来像が示されなければ、市民の理解は得られない。また、広域化の話があったが、経営の計画も十分で精査する余地がある。継続審査に付し、更なる検討が必要であ

ることを主張する。

○継続審査は否決、原案のとおり可決

〈請願〉

◆水道料金値上げに関する条例の撤回を求める請願

意見 中長期の経営計画がなく、将来的なビジョンが示されていない。公営企業法の第3条は、一般会計からの繰入を妨げるものではない。市庁舎建設に向かう前に、まず水道事業を安定させ、納得のいく審議をするために、この請願を採択することを求める。

意見 この請願の4番目の項目に「市の事業計画は水道事業の将来像がほとんど見えず、今回の値上げは、将来へ続く継続値上げへの強い疑念を抱く。」とある。継続審査にすべきと主張したが採用されず、有収率の向上、更新計画の内容、財政状況がどのように改善され、将来像が見込めない状況で、請願文書の中の4つ目の項目が重要である。請願者の請願権を含めこの請願は採択すべきものである。

意見 公共の福祉についての意見があつたが、料金の値上げをしないことが公共の福祉ではなく、大きく捉えれば将来的に人類の存亡に係ることであるから、安定した供給が公共の福祉に資すると、捉えている。

○挙手少数により不採択

常任委員会の報告

総務委員会

9月定例会で付託された議案1件請願2件について報告する。

◆一般会計補正予算(第5回)

問 原谷地区ベタンクテラン簡易トイレ設置工事の完成後の管理は、また、トイレ設置工事が工事請負費になっているのは。

答 トイレの管理は、諏訪町会と市で覚え書きを取り交わし、今後の管理、清掃等すべて諏訪町会で行う予定であり、また、新しく建物を作るということで、工事請負費にした。

問 文化体育センターの非常用自家発電装置は、災害時の停電により、消火ができないという事態が想定されるのか。

答 そのとおりであり、自家発電装置が稼働しないと消火ができないため、今回、改修工事を計上した。

意見 災害があつたときにそれを最小に抑えることができるか、市の施設、特に福祉施設の総点検をお願いする。

○原案のとおり可決

〈請願〉

◆国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願

意見 原発を減らしていくことには賛成だが、再生可能エネルギー

がそれに追いつく状況ではない。この請願の趣旨には賛成するので、趣旨採択をしたい。

意見 秩父市も「環境立市」「再生エネルギーの推進」でエコタウンを表明している。採択していくことが大きなことと思うので、請願に賛成する。

意見 エネルギー政策の抜本的な転換を求めるといふ趣旨を尊重し、この請願は採択すべきである。

意見 国でも最終的に原発ゼロという目標を持っている。請願の趣旨はわかるが、今の段階では、もう少し考える必要がある。

意見 趣旨採択では、意見書が提出されず、疑問を感じる。

○挙手多数により趣旨採択

◆集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定の撤回と戦争参加を進める立法措置を講じないよう求める請願

意見 日本という国が、世界の中でどのように責任を果たしていくのが重要であり、閣議決定には市民にはわかり得ない外交交渉があつたと考え、請願に反対する。

意見 平和を脅かすものは予防として自治体からも声を上げていくべきであり、自治体は市民の生活するところなのだから、責任があると思う、この請願に賛成である。

○挙手少数により不採択

まちづくり委員会

9月定例会で付託された議案8件について報告する。

◆市道の廃止(山田地内)

◆市営住宅条例の一部改正

○以上2件は、原案のとおり可決

◆一般会計補正予算(第5回)

問 廣見寺脇にある市有墓地内水路改修工事は廣見寺へ返還する前に整備することだが、今回の工事後に返還できるのか。また墓地を利用していても返還することを知っているか。

答 大きな補修工事は市が行うことになっている。状況としてはこれまで利用者に対して説明会を行い、概ね同意がとれているので返還する段階にきている。

問 地場産品販路拡大事業委託料の内容は。

答 定住自立圏の事業の一環であり、インターネットによる秩父地域商品のPRを行うために販売サイトを構築する予定である。

問 企業誘致PR横断幕および動画作成委託料の内容は。

答 市民だけでなく観光や仕事で秩父市を訪れた方に、秩父地域全体で積極的に企業支援を行っていることをPRするため、横断歩道橋を中心に横断幕を設置するものである。動画作成については各団体が開催する企業誘致セミナー等

で活用する。

問 市役所本庁舎等建設費の解体跡地安全柵使用料は、当初のリース単価が月15万円であるのに、今回は27万3千円になった理由は。

答 リース料が高額になるため、適正な金額について種々交渉を行ってきた。設置から3年近く経つので経年劣化により、各資材の損料が高額になっているほか、労務費や安全管理費、資材管理費なども高騰しているためである。

意見 リース料が2倍近く高額になっている。本庁舎の建設に係ることは、市民へ詳しく説明するべきである。安全柵は必要だし、資材の高騰なども理解できるが、このような多額の予算には賛成できないので、この議案に反対する。

○挙手多数により可決

◆下水道事業特別会計補正予算(第1回)

◆農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)

◆戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第1回)

◆公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1回)

◆駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

○以上5件は、原案のとおり可決



常任委員会の報告

文教福祉委員会

9月定例会で、付託された議案10件について報告する。

◆学校設置条例及び夜間照明施設条例の一部改正

問 学校設置条例における大滝中学校の名称を削除することは、長年慣れ親しんだ学校に対する地元の感情を考慮すれば少しでも遅らせるべきと考える。事務手続き上ならば、12月議会もしくは3月議会では間に合わないのか。

答 大滝地区の保護者や地元の方々と意見交換を行い、心情に配慮しながら進めてきた。これ以上遅らせることは難しい。

◆保育の実施に関する条例の一部改正

◆ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正

○以上3件は、原案のとおり可決

◆重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

意見 支給対象除外者として「重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者」が加えられるというのは、生涯を通して医療が必要な障がい者に対する年齢差別は非難されるべき行為であり、反対する。

○挙手多数により可決

◆保育の必要性の認定に関する基準等を定める条例

◆一般会計補正予算(第5回)

問 水痘と肺炎球菌の予防接種事業の年齢、対象者、自己負担は。

答 水痘の予防接種は新たに定期接種化されたもので自己負担はない。対象者は1歳以上3歳未満となるが初年度においては経過措置として3歳以上5歳未満も対象となる。高齢者の肺炎球菌の予防接種は、定期接種のB類となったことから補助額を4500円へ増額した。対象者は65歳であるが、65歳以上の方すべてが接種できるよう今後5年間は65歳以上の方を5歳刻みで対象として実施する。

問 小学校の普通教室のエアコン設置に関し、今回の4校を決定した過密割合とはどのようなものか、またリースにより全校に一度に設置することはできないか。

答 児童生徒数を学級数で割った1教室当たりの児童生徒数が多い学校を過密割合が高いとしている。またリースよりも購入した方が補助金の面で有利であり、市の財政との兼ね合いから、全小中学校への設置の目安として4年間とした。

◆国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

◆後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

◆介護保険特別会計補正予算(第1回)

◆市立病院事業会計補正予算(第1回)

問 電子カルテ導入のメリットは。

答 紙のカルテがなくなるため受け付けを行ってからカルテを運ぶ手間がなくなること、救急などで運ばれてきた患者さんに対し、その患者さんを診たことがない医師でも電子カルテにより事前に情報を得られること等が挙げられる。

意見書

9月定例会の最終日に、議員提出議案の意見書2件が提出され、審査の結果、すべて原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁等に送付されました。内容については、次のとおりです。

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。

その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。

2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。

3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。

2 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。

3 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

用語解説

趣旨採択…請願の願意については十分に理解できるが、時期、場所、構造または金額などが願意に沿い、難い場合には「趣旨採択」として、便宜的に「趣旨には賛成である」という意味の議決をすることがあります。